

改訂版発行にあたって

石坂弁護士からお声掛けいただき本書を執筆し発行まで何とか漕ぎつけたのは令和2年（2020年）1月になりますが、それから3年が経過しました。3年は非常に短い期間ではありますが、この間、文部科学省はスクールロイヤーに関する施策として、令和2年（2020年）度から日本弁護士連合会と連携して「教育行政に係る法務相談体制の充実」を進め、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を発行しました。さらに、生徒指導提要の改訂、コロナ禍によるGIGAスクール構想の早期実現（それに伴う著作権法の改正や、教職員定数の改善）、個人情報保護法の改正、いわゆるわいせつ教員防止法や子ども基本法の制定など、子ども・学校に関わる様々な法律やガイドラインが制定・改正されています。また、私自身、この3年間で様々なことを学ばせていただいたことで初版の内容に追加したい部分も出てきました。そこで、この3年間の法令の改正や、学びの蓄積を踏まえ、改訂版を出させていただくことになりました。

本書はあくまでも「実践事例から」考える本なので、法律自体の解説はそこまで多くありません。しかし、学校現場に関わる法律がさらに増加してきている中で、学校現場に関わる法律を包括的に学ぶことは、ますます困難になってきました。本書を通じて少なくともどのような法律等があるかを知ることができればリサーチのきっかけもつかめます。その意味でも、これから学校法務を学ぼうとする方のみならず、また、既にある程度学校法務に関わっている方にも、本書を基本書的に手元に置いて参考にしていただけると嬉しいです。

また、新たに制定された法律のみならず制定から時間が経った法律も

含めて学校現場に関わる法律解釈の議論の蓄積はまだまだ十分ではありません。本書が、読者の皆さんと学校現場に関わる法律解釈の議論を深めるきっかけとなり学校法務を発展させることができれば、筆者としてはこれ以上ない喜びです。そのためにも、遠慮なく本書に関するご意見等もお寄せください。読者の皆さんとともに、今後の学校法務の在り方を考えていきたいと思えます。

令和5年6月

執筆者を代表して
弁護士 鬼澤秀昌

はじめに

■ 弁護士石坂浩（代表執筆者）

今日、テレビや新聞、ネットニュースで学校に関する記事を見かけない日はありません。いじめ、学校内事故等生徒側の問題から、教員の労働環境（ブラック化）や教職員の不祥事等の教える側の問題、果ては給食費や学事費の未納問題から子どもの貧困や少子化等の社会問題まで、派生した報道を含めると話題が尽きることはなさそうです。

私は、弁護士になって10年以上個人事務所のいわゆる「町弁」として執務しています。町弁ですので、一般民事事件や刑事事件をはじめ、中小企業の顧問や交通事故案件、破産事件、離婚や相続等の家事事件等広く扱いますが、弁護士会の子ども法委員会（少年法委員会）の委員でもあり、少年事件や未成年後見事件、虐待や子どもの監護養育に関連する事件も多く受任します。また、社会福祉士の資格を持っていることもあって、児童・高齢者・障害者の福祉に関する相談や事件は積極的に扱っています。

弁護士は、司法試験受験や司法修習生時代には、弁護士になったら「〇〇の仕事がしたい」と思いながらも、町弁となる弁護士の多くは、所属先の事務所で新人弁護士（イソ弁）となり、事務所のパートナーから振られた事件に追われ、通常は2～3年のキャリアを積むとある程度の事件を1人で扱えるようになります。そうすると不思議なもので、事務所の柱（ボス弁が事務所の生業としている事件、例えば、企業法務や債権回収、労働事件、交通事故、相続案件等）とは異なる事件、つまり弁護士になる前に思い描いていた「〇〇事件」が舞い込むようになって

きます。さらには、新人時代にはまったく想定すらしていなかった事件が立て続けに自分を「呼ぶ」かのように入ってきます。

私も、弁護士になる前は企業法務に興味があり(修士号は企業法です)、どちらかと言えば子どもや福祉分野とは無関係な事務所で研鑽を積みました。しかし、それ以前から子どもの問題、特に学校現場にはそれなりの興味をもっており、学校法人での勤務経験もあります。また、子ども法委員会(少年法委員会)で、少年事件やいじめ問題を扱ったあたりから、次第に子ども関連の事件を受任するようになりました。そして、子ども・高齢者・障害者といった社会的に擁護される立場の人々に接するためには、福祉的なアプローチが必要不可欠と考え、福祉の専門職である社会福祉士となりました。

このような経歴や背景があつてか、現在に至るまで学校内部でのトラブルはもちろん、いじめ問題、不登校問題、児童虐待、子どもの問題行動(障害や非行)、教員の不祥事から単位認定(原級留置)等まで、「学校」にまつわる幅広い問題に関する法律相談や訴訟案件を多く受任しています。また、近年では、学校側から生徒や保護者とのトラブル案件、組織や労務、カリキュラムに関する相談の他、生徒・学生への出張授業や教員に対する研修会や講演、自治体や教育委員会からの相談、そして、第三者委員等の依頼を受けることも増えています。1年間の全業務のうち、3割くらいは子どもに関する事件で、特に学校問題に関連して子ども(生徒、児童、学生)やその保護者、教育委員会の幹部や学校の理事経営者、児童相談所や子ども家庭支援センターの職員、そして学校教職員とは、何らかの相談で毎週のように顔を合わせているかもしれません。クライアント(顧問先)や個人的友人である現役の教員から、現場の生の声を聴くことも多い日常です。

2 本書の目的

学校に関わる弁護士というと、学校法人や教育委員会の顧問弁護士、

各自治体の協力弁護士がいますし、また最近では弁護士登録をしながら学校で教員として勤務する弁護士等、教育機関自体に携わる弁護士も多々いると思います。しかし、立場としては「学校の代理人」という立場が大半であり、継続的な子ども・保護者の代理人や教員兼弁護士という立場に至っては極めて少数かと思えます。

しかし、私自身は、もちろん学校組織や教育機関からの相談や依頼もありますが、学校の代理人弁護士として子どもや保護者と対峙することはまずありません。ただし、最近では「第三者委員」といった立場で学校とその相手方（生徒や保護者）の調整役のような業務が多いのが現状です。

そのため、学校に関する相談においては、あくまで「子ども」の軸から学校や家庭の問題を捉えるようにしており、学校組織をすべての関係者の視点から俯瞰した対応が不可欠と考えています。言わば「ソーシャルワーク」としての調整機能を図りながら解決していくのが基本的なスタンスです（この辺は、本文総論でも説明します）。

そのような日常業務の折、学校現場が抱える諸問題について、「弁護士の立場」から書籍を執筆して欲しいとの大変ありがたいお話をいただきました。お付き合いのある各士業の先生からも「弁護士としての視点を活かして、学校や子ども、地域等あらゆる視点から書いて欲しい」と背中を押していただき、では今回は「学校問題」について、これまでの経験や問題意識等をまとめてみようと思われ、執筆に至ったのが本書です。

ちょうど世間では「スクールロイヤー」という新しい言葉でもって、学校と弁護士の連携を表現しているようです。この言葉を聞いたことがある弁護士や法律関係者、学校関係者の方も多々いると思います。しかし、「スクールロイヤー」の定義は、学術的なものはもちろん、一般用語としても未だ定まっておらず、私自身も「学校」と「弁護士」との関係には興味がありました。そこで、学校問題を扱う書籍をせっかく書くのであれば、この「スクールロイヤー」からのアプローチは興味深いと思っています。

そして、本書の目的は、あくまで「子ども」が学校で教育を受ける機会を保障されるために、「弁護士に何ができるか？」というものです。学校や保護者の御用聞きのようなアドバイスは書かれていません。また、スクールロイヤーという言葉を用いて弁護士としてのアプローチの実践は解説しますが、インハウスロイヤー（企業内勤務弁護士）のような学校内弁護士の勧めを行う書籍でもありません。「子ども」という軸から、学校問題をいかに調整するべきか、というソーシャルワーカーたる弁護士の視点から書かれています。

3 弁護士鬼澤秀昌・弁護士穴戸博幸

私を含めて弁護士は、ある程度は「稼ぎたい」と当然思いながらも、一方で「やりがいのある仕事がしたい」と切に願っています。実は、このやりがいには、直接の対価（報酬）が伴わなくても構わないとも思っています。

私の周りにも、事務所を経営してイソ弁を使う立場になるベテランの先生や、巨大な企業を相手にするローファームや企業内勤務の先生でも「弁護士たるもの社会貢献を」として、特に子どもの福祉に取り組みたいと考えている先生は予想以上に多いのが実情です。というよりも、弁護士として仕事をする以上、困っている人や社会的弱者を救済することは使命ですし（弁護士法1条）、キャリアを積んで稼ぐ弁護士ほど、多種多様の仕事に取り組んでいます（仕事の対価は仕事です）。その結果、高齢者や子ども、障害者の案件といった、以前では「やりがいはあるけれど食えない仕事」に積極的に取り組み、業務全体として「稼ぐ先生」は多いのではないかと思います。

嬉しいことに、最近では特に若い先生を中心に「弁護士として子どもに関する仕事がしたい」という声は、冒頭の子どものに関する報道とも相俟って、よく耳にします。私の事務所にも子どもに関する問題で弁護士が意見を求めてメール相談や訪問にいらっしゃいますし、各弁護士会の

子どもの権利に関する委員会は、登録5年未満の若手の先生が数多くご活躍です。

この子どもに関する問題が一番に発生するのが、まさに「学校」の現場です。一方で、具体的にどのような業務があって、弁護士として何ができるかという、教育分野に対して法律分野の専門家である弁護士が介入する場面は少ないと思われがちです。これは教職員が従前から共有する独特の「閉鎖意識」とも関連すると感じています。しかし、教育と福祉、そして法律は相互に関連しており、実は教育現場である学校において発生する多くの問題に弁護士がアプローチできるはずですが、このこと自体は私の経験からも明らかですが、昨今「学校に弁護士を」というスクールロイヤー制度が注目されていることから、学校で弁護士が一体何をできるのかを書籍化してみたいと思いました。

ただし、私の拙い経験で教育を語るのは余りにおこがましく、独善的な視点で意見を発表するのは危険ですらあることから、熱意のある比較的若手の弁護士にフォローいただけないかと考えていました。そのような折に出会ったのが鬼澤弁護士と宍戸弁護士です。

鬼澤秀昌先生（第二東京弁護士会）は、司法試験合格後に教育系NPOで常勤職員として1年間勤務してからTMI総合法律事務所（大手企業法務系の事務所）に入所し、平成29年に独立した珍しい経歴の弁護士です。独立後は、企業法務の経験を活かしつつ、積極的にNPOや教育の分野に関わっています。個人で平成26年から教員や弁護士との勉強会も開催しつつ、弁護士会や子ども関係の弁護団の活動もしており、また、平成31年度の江東区におけるスクールロイヤー事業の導入を積極的に提案するなど精力的に活動しています。

宍戸博幸先生（第一東京弁護士会）は、弁護士法人黒川法律事務所（中央区銀座）の代表弁護士として、大手企業から中小企業まで企業法務をメインに取り扱いつつ、離婚などの家事事件まで幅広く手掛けるいわゆる町弁として活躍しています。大学院の非常勤講師を担当する他、大手予備校での講師経験も豊富であり、学校現場に関わっています。日本弁

護士連合会・第一東京弁護士会の子ども法委員会では、いじめ予防授業に積極的に携わっており、小学生から大学院生まで様々な学生と接し、教育に熱心に取り組んでいる弁護士です。

4 本書の構成

もちろん、本書を手にとった弁護士は法律家ですから、教育者になる必要はありませんし、逆に教育関係者に法律家の視点を加えても、「子ども」の視点がなければ何の意味もありません。

法律家という視点であれば、むしろ、これまで教育分野とは無縁であったフレッシュで子ども目線（人権感覚）に鋭い弁護士や、弁護士として相応の経験を積んでこられた先生こそが、学校問題を扱う弁護士には向いているはずです。

売買代金や貸金請求、不動産トラブル、損害賠償請求といった一般民事事件、医療事件、労働事件、交通事故、破産クレサラ、知的財産といった特殊事案、被疑者被告人の刑事弁護や少年事件、さらには離婚、親権、財産分与、相続といった家事事件、法人や個人企業の顧問等、弁護士の業務は本当に幅広い案件がありますが、弁護士をやっているとどの事件も「社会問題解決」という点で共通しており、その総論的ともいえる基本スキルは驚くほど似ていることに気付きます。この経験則こそが「子ども」の居場所である教育現場での問題解決アプローチに必要なことは、はじめに断言します。

弁護士に限らず、誰も子どもの時分は学校に通った時期があり、そこでは教員とのトラブルや、いじめや不登校といった学校特有の問題を多かれ少なかれ経験したはずです。そして、いま学校で一体何が起きているのか？と言わんばかりに学校現場がクローズアップされている今日、法律家となりあらゆる業務に携わった弁護士が関与すべき問題は多々あります。

本書は、こうした教育業界の背景を踏まえて、ある意味流行りの（？）

「スクールロイヤー」というアプローチから教育現場における「弁護士」の役割について解説します。また、スクールロイヤーとしてあるべき具体的な関与方法（アプローチ手法）や各トラブルをある程度類型化したうえで、具体的な解決方法について、私たちの弁護士経験を踏まえて解説しています。

そのため本書では、あるべき教育論を語るのではなく、あくまで生の事実を基にした実体験を踏まえて、特に各論ではできる限り具体的な解説を加えます。ここには、私達が過去実際に扱った事件による経験の他、他の弁護士とのカンファレンスやケースワークとして扱った事例、各種裁判例、そして実際の子ども、保護者、教員、教育委員会、学校理事等の当事者とのやり取りや見聞きしたアプローチ手法や意見をまとめています。もちろん、守秘義務がありますので、直接関与した組織や当事者は特定できないよう、事例自体は適宜デフォルメしています。

あらゆる社会学的問題に「決まった正解」がないのと同じで、本書で解説する理論や方法は1つの考え方です。もちろん、すでに学校現場で働いている弁護士や教育関係者の方々と、各解説が必ずしも一致するものではありません。正解があるほど簡単な世界ではないことは、法律も教育も同じです。

しかし、「子ども」という軸から、弁護士等の法律家が一貫して学校問題を捉えた書籍は本書の他見当たらないと思いますし、その意味で学校教育の現場に関心がある弁護士はもちろん、家庭裁判所の裁判官、調査官の方々そして実際の教育現場で日々奮闘している教育者の方々および教育行政に携わるの方々には「法律家の視点」を知る意味で、ぜひとも読んでいただきたい書籍です。

私達も、あくまで「弁護士」という視点から問題提起しており、繰り返す通り、一貫して「子ども」の視点からアプローチを行います。ただ、上述のように「お堅い」教育分野と法律分野の話で、かなり厳しい視点からのアプローチもあります。

そのため、弁護士や教育関係者向けに書いてはいますが、学術論文で

はありませんし、堅苦しくならないよう、わかりやすい表現を心掛け、法律・児童福祉に関する専門用語やデータ引用、論文脚注は最小限としています。また、コラムも取り入れたので、皆様には、興味のあるところから読んでいただいても結構ですし、飛ばし読みでも、しながら読みでも気軽に手にとって読んでいただきたい本です（せめて文字は左から右へ、ページは少ない数字から多い順へと読んでください）。

しかし、その中で、1人でも多くの専門職が真剣に「子ども」の応援者となって学校現場に関わっていただき、その際に本書が何らかのお役に立てたら執筆者一同本当に幸いです。

なお、本書籍で主張している意見や見解は、各執筆者が所属する団体（日本弁護士連合会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、その他各委員会、各地方自治体、企業、法人等）とは、一切無関係であり、個人のものであることは最後にお断りさせていただきます。

令和2年1月

代表執筆者 弁護士・社会福祉士 石坂 浩

Contents

改訂版発行にあたって

はじめに — 執筆者紹介・本書の目的・構成

第1部 総論編

第1章 スクールロイヤーの定義	24
1 「学校」の定義と学校問題の独自性	24
(1) 「学校」とは	24
(2) スクールロイヤーの対象とする「学校」	24
2 各種機関におけるスクールロイヤーの概念	25
(1) 中央教育審議会（不当要求対応）	26
(2) 文部科学省（いじめ対策としてのスクールロイヤー）	26
(3) 日本弁護士連合会（子どもの利益の実現）	29
(4) 児童虐待防止のためのスクールロイヤー	47
(5) 教育行政に係る法務相談体制の充実	47
(6) 本書が想定するスクールロイヤーとその機能	48
3 学校への関与方法（制度設計）	51
(1) 顧問とスクールロイヤーの違い	51
(2) 制度設計の考慮要素	56
(3) 勤務形態	56
(4) 独立性の担保（報酬と情報共有）	63
(5) 相談対象等	66
(6) 制度設計の検討	67
4 教育行政に係る法務相談体制の充実	69
(1) 弁護士に依頼できること（業務内容）	69
(2) 共通理解を図っておく必要がある点	70

- (3) 手引きに記載されているその他の事項 72
- (4) 教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査 72
- 5 スクールロイヤーになるために 73
- 6 学校における法律問題 74
 - (1) 本書で扱う法律問題 74
 - (2) 本書で扱わない法律問題 74
- 【コラム①：学校の数】 75

第2章 法律的アプローチ 76

- 1 はじめに 76
- 2 弁護士が有する知識とスキル 76
 - (1) 事実認定のスキル 76
 - (2) 法規・判例等 79
- 3 スクールロイヤーが押さえるべき知識 81
 - (1) 教育的知識の必要性 81
 - (2) 学校の組織 81
 - (3) 子どもの利益を実現するための関係機関 87
 - (4) 弁護士から見た教育現場の特性 95
- 4 スクールロイヤーの具体的機能 99
 - (1) ソーシャルワークと弁護士（環境調整） 99
 - (2) 責任論 100
 - (3) チーム学校での役割 101
- 【コラム②：教育機関とソーシャルワークの歴史】 102

第3章 福祉的アプローチ 103

- 1 コミュニケーションスキル 103
 - (1) 相談業務の基本スキル 103
 - (2) 学校でのコミュニケーションスキル 104

2 介入技術論（アプローチモデル）	115
(1) 介入の流れ	115
(2) 歴史的変遷（ソーシャルワークスキル）	117
(3) 治療（医学）モデル	118
(4) 生活モデル	122
(5) ストレングスモデル	127
(6) まとめ	128
3 実践に際して	129
(1) 教育・法律・福祉	129
(2) 子どもの最善の利益（福祉）	129
【コラム③：社会福祉士とは】	133

第2部 実践事例

第1章 学級問題【学級崩壊】	136
事例	136
1 学級崩壊	137
2 アプローチ方法	138
(1) 教員の学級運営スキル（経験の差）	138
(2) 学校内部のアプローチ	140
(3) 包括的アプローチ（スクールロイヤー）	141
3 子ども側の問題	144
(1) 児童の関係性の把握	144
(2) 具体的な行動の把握の重要性	145
4 教員側の問題	147
(1) 教員の懲戒権	147
(2) 教員の問題行動	151

(3) 児童生徒性暴力	152
5 事例検討	153
6 学級担任制度を超えて【制度論】	155
(1) 制度論的視点	155
(2) 学級担任制度の法的根拠と特徴	155
(3) 管理的指導の限界	157
(4) 代替制度	160
7 チーム学校【文部科学省の動き】	162
【コラム④：校則】	163

第2章 保護者問題【モンスターペアレント】…………… 164

事例	164
1 モンスターペアレント概説（保護者はある意味モンスター）	165
(1) 保護者対応の困難化	165
(2) 学校の基本スタンス	166
(3) モンスター判断基準	168
(4) 学校側の対応	171
2 初期対応	172
(1) 対応体制	172
(2) 事実関係の調査	173
3 背景事情の見極め【事例の展開】	176
(1) 社会的対応	176
(2) 学校現場の特殊性	177
(3) 本事例（展開）	177
4 チームアプローチ	180
5 チームアプローチの限界	181
【コラム⑤：PTAとは】	183

第3章 いじめ問題 184**事例** 184

- 1 いじめ対策に関する現状と政策** 186
 - (1) 統計から見るいじめの現状 186
 - (2) いじめ防止対策推進法 187
 - (3) 文部科学省 190
 - (4) スクールロイヤー 190
- 2 いじめの定義** 191
 - (1) 以前の定義との比較 191
 - (2) 適切な指導とは 192
- 3 いじめの背景知識（構造とプロセス）** 195
 - (1) 加害者と被害者 195
 - (2) 四層構造とスクールカースト 196
 - (3) 現在のいじめ（群れる構造） 198
 - (4) プロセスモデル（時系列的分析） 198
- 4 本事例における具体的対応** 200
 - (1) 本事例における調査 200
 - (2) 本事例における「いじめ」該当性判断 206
 - (3) 本事例における指導方法 206
 - (4) 指導後の経過の見守り 212
 - (5) 個人情報への扱い 213
- 5 重大事態としての対応** 216
 - (1) 重大事態の定義 216
 - (2) 重大事態が生じた場合の対応 218
 - (3) 再発防止策の検討 219
- 6 学校の法的責任・対応** 220
 - (1) 安全配慮義務 220
 - (2) 裁判例 221

7	いじめが起きる原因と解決策	226
(1)	ストレッサー説	227
(2)	解決策①：ストレス原因の除去	228
(3)	解決策②：いじめのハードルを上げること	230
8	法におけるいじめ予防	236
(1)	学校の責務	236
(2)	いじめ防止基本方針	236
(3)	いじめの防止等の対策のための組織（法 22 条）	238
(4)	定期的な調査	239
(5)	教員の研修等	243
	【コラム⑥：子どもの貧困】	245

第 4 章 第三者委員会 246

事 例 246

1	第三者委員会概要	248
(1)	第三者委員会の意義	248
(2)	いじめ防止対策推進法制定以前の状況	248
(3)	いじめ防止対策推進法制定以降の流れ	249
(4)	第三者委員会のメリット・デメリット	249
(5)	企業不祥事における第三者委員会との比較	253
2	いじめ防止対策推進法と第三者委員会	255
(1)	いじめ防止対策推進法の「組織」	255
(2)	通常時に設置する組織	255
(3)	重大事態発生時の組織	258
3	いじめの重大事態における調査組織の運用と実態	262
(1)	第三者委員会の運営	262
(2)	総務省の調査等から見える実態	267
4	第三者委員会の課題	270

- (1) 設置・運営における論点 271
- (2) 調査・報告に関する論点 272
- (3) 公表に関する論点 274

5 事例検討 276

- (1) 重大事態としての判断 276
- (2) 調査主体の検討 276
- (3) 設置要綱の作成 277
- (4) 第三者委員会を設置しない場合 278

6 今後の展望 279

- (1) 弁護士と第三者委員会 279
- (2) 今後 280

【コラム⑦：主権者教育と政治的中立性】 281

第5章 不登校問題 282

事例 282

1 我が国の不登校児童の状況 283

- (1) 不登校児童生徒 283
- (2) ひきこもり 284

2 不登校の背景 285

- (1) 学校に行かない原因 285
- (2) 法的評価（卒業認定） 286
- (3) 事例のケース 289

3 具体的対応（アプローチ） 290

- (1) 派生問題の端緒としての不登校 290
- (2) 基本的姿勢 290
- (3) 学校における安否確認 292

4 子どもの居場所 293

- (1) 教育支援センター（適応指導教室） 294

(2) フリースクール	295
5 不登校児の進学	296
(1) 卒業認定のハードル	296
(2) やり直しの場	297
(3) 夜間中学・通信制教育（広域通信制）	297
(4) 各種高等教育の多様化	301
6 スクールロイヤーと不登校	302
(1) 本事例	302
(2) 多様性の尊重	303
(3) スクールロイヤーと不登校	304
【コラム⑧：NPO との連携】	305

第6章 教員の労働環境【部活動問題等】 306

事例	306
1 教員の労働環境とスクールロイヤー	307
(1) 統計から見る日本の教員の労働環境	307
(2) 教員とスクールロイヤー	308
2 教職員の労働に関する法制度	308
(1) 法体系について	308
(2) 教職員の法的身分	309
(3) 給与に関する法令	310
(4) 服務監督権等	313
3 部活動の位置付け	315
(1) 法令上の部活動の位置付け	315
(2) 教員の業務との関連	317
(3) 部活動の改善	317
4 教職員の労務に関する裁判例	319
(1) 残業代	319

- (2) 労災認定 321
- (3) 安全配慮義務違反 323
- (4) 本事例の検討 324
- 5 働き方改革 325
 - (1) 国際的な動向 325
 - (2) 国内の状況 326
- 6 本事例におけるスクールロイヤーの対応 328
 - 【コラム⑨：教員の懲戒処分】 329

第7章 非行問題【少年非行】..... 330

- 事 例 330
 - 1 子どもの非行（少年法） 332
 - (1) 非行の種類 332
 - (2) 少年事件の審判手続 334
 - (3) 近時の少年事件の傾向 337
 - 2 非行の背景 340
 - (1) 非行の危険因子 340
 - (2) 日本の現状 340
 - 3 学校における対応 341
 - (1) 他機関から学校に連絡が来る場合 341
 - (2) 学校から他の機関と連携する場合 343
 - (3) 学校としての調査・処分検討 347
 - 4 少年事件における付添人活動とスクールロイヤーの活動 348
 - (1) 共通点 348
 - (2) 異なる点 349
 - (3) 留意点 349
 - (4) 本事例におけるスクールロイヤーの対応 350

第8章 子どもの多様性【子どもの障害問題】 352

事例 352

1 子どもの障害 353

- (1) 発達障害 353
- (2) 発達障害の種類 354
- (3) 広汎性発達障害（PDD）／自閉症スペクトラム（ASD） 355
- (4) 自閉症（AD） 356
- (5) 高機能自閉症およびアスペルガー症候群 356
- (6) 学習障害（LD） 357
- (7) 注意欠陥多動性障害（ADHD） 357

2 知的障害と発達障害，精神障害 358

- (1) 障害者の人口 359
- (2) 障害者手帳 359
- (3) 発達障害者と手帳 363
- (4) 発達障害児 363

3 発達障害児（LD・ADHD等）の支援教育 364

- (1) 通級指導・支援員 364
- (2) 特別支援教室 365

4 発達障害以外の障害児への支援教育 366

- (1) 言語障害・難聴 366
- (2) 知的障害児特別支援学級 366
- (3) 特別支援学校 366

5 学校・スクールロイヤーとしての関与 367

- (1) 就学相談・転学相談 367
- (2) 事例の場合 367
- (3) インクルーシブ教育 372

- (4) スクールロイヤーとして 375
- 【コラム⑩：虐待とスクールロイヤー】 377

第9章 学校事故 378

事例	378
1 基本的姿勢	380
2 学校事故に関する法律等	380
(1) 学校事故に関連する法令	380
(2) 学校保健安全法	381
(3) 学校事故対応に関する指針	382
(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法	383
3 教員および学校の法的責任	385
(1) 公立学校の場合	385
(2) 国立学校の場合	386
(3) 私立の場合	387
4 学校における事故（災害以外）	388
(1) 教師の指導	388
(2) 事例検討	397
(3) 施設管理	399
(4) 突発的な病気	402
5 学校における災害（地震）	405
(1) 地震に関する学校の義務	405
(2) 裁判例	405
6 事故防止のためにスクールロイヤーが果たす役割	406
【コラム⑪：学校と著作権】	407

参考文献 409

School Lawyer

[第1部]

総論編

- | | | |
|-----|-------------|------|
| 第1章 | スクールロイヤーの定義 | ／24 |
| 第2章 | 法律的方法 | ／76 |
| 第3章 | 福祉的方法 | ／103 |

スクールロイヤー の定義

1 「学校」の定義と学校問題の独自性

(1) 「学校」とは

そもそも学校教育法上の「学校」には、①幼稚園（幼保連携型認定こども園）、②小学校、③中学校、④義務教育学校（小中一貫校のことを指します）、⑤高等学校、⑥中等教育学校（中高一貫校のことを指します）、⑦特別支援学校、⑧大学（短期大学、大学院を含みます）および⑨高等専門学校の9種類があります（同法1条）。また、特別法上の学校として、⑩専修学校・各種学校、さらには大専校などがあります。

(2) スクールロイヤーの対象とする「学校」

本書でテーマとして扱うのは「スクールロイヤー」です。実際のところ「スクールロイヤー」に関する明確な定義はなく、弁護士が学校（スクール）で何をするのかについては、多くの見解があります。おそらく、色々な定義や制度に共通する見解としては、「学校における諸問題を解決するため、法的観点から学校を支援する弁護士」という定義が最大公約数的な捉え方になると思います。

そして、本書では、スクールロイヤーが関わる「学校」としては、年齢層が6歳～18歳の児童生徒が在学する「学校」を中心に取り上げています。前述の学校教育法の定めに基づく分類でいえば、②～⑦、⑨の学校が対応することになります。ただし、高等専門学校は原則5年制で

あり、高等学校であれば卒業してしまう19歳以降も在学することが予定されているため、必ずしも分類が一致するわけではありません。

6歳～18歳の児童生徒が在学する学校を対象としたのは、その学校にこそ学校問題の独自性が生じると考えたからです。というのも、小中学校は義務教育であるとともに、日本においては、高等学校への進学率が98%にも上ります。そして、学校は、(ほとんどの場合)同じような年齢の児童生徒が、同じ場所で長時間過ごすことが予定されている特殊な空間である一方で、何かしらそのような体制を継続することに課題が生じた場合であっても、学校は、子どもの教育を受ける権利をすべての児童生徒に等しく保障する空間でなければならないのです。

2 各種機関におけるスクールロイヤーの概念

前述の通り、実際のところ「スクールロイヤー」に関する明確な定義がなく、また、次頁以下で述べるように制度としても統一的なものはありません。

文部科学省は平成29年度予算において、「スクールロイヤーの研究」に300万円を計上して、全国2箇所(大阪府箕面市・三重県)でスクールロイヤーを試験的に導入し、学校に弁護士が介入した場合の有効性に関する調査研究を始めたばかりです。また、地方自治体では平成25年に大阪府と大阪弁護士会が「スクールロイヤー」制度を発足させ、主に学校側からの相談を受けているようです。また、東京都港区でも、10年以上前から、学校現場が弁護士に対して直接相談できる制度を導入しています。

こうした流れを受けて、文部科学省は平成30年度予算に「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」との名目で5,300万円の予算計上を行いました。

以下では、スクールロイヤー制度の整備に関する中央教育審議会、文部科学省、日本弁護士連合会の見解を紹介し、それらを踏まえて、スクー

ルロイヤー制度に関して簡単に述べ、次項以降での具体的な機能に関する議論につなげます。

(1) 中央教育審議会（不当要求対応）

最初に、国の政策の中で、学校の中に弁護士を入れるべき、という発言が出てきたのは、中央教育審議会が平成 27 年 12 月 21 日に発表した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」です。

同答申では、チーム学校の一員として弁護士の活用を提案するとともに（答申 21 頁）、「日本弁護士連合会の民事介入暴力対策委員会では、平成 22 年から行政対象暴力の一形態として教育対象暴力の検討が行われている。国、教育委員会は、このような関係機関・団体とも連携して、不当な要望等への対応について、学校現場に対する情報提供等を進めていくべきである。」（答申 65 頁）等と提案し、不当な要望への対応のためのスクールロイヤーを提案しています。

(2) 文部科学省（いじめ対策としてのスクールロイヤー）

ア. 平成 31 年度概算要求における説明

文部科学省はスクールロイヤー制度に関して平成 31 年度予算に 1,000 万円を計上していますが、ここでは、「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用」と明記されています。つまり、文部科学省は、弁護士を「いじめ対策」の支援者として位置付けているようです。具体的には、次のような内容です。

「法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめの予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する（3地域）」（文部科学省・平成31年度概算要求）

また、スクールロイヤーの機能として、以下の3つの機能が説明されています。

① 法的側面からのいじめの予防教育

弁護士が、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い（刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等）について教える授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。

② 学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について弁護士に相談し法的アドバイスを受けたり、弁護士による教員向けの研修会を受けたりすること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。

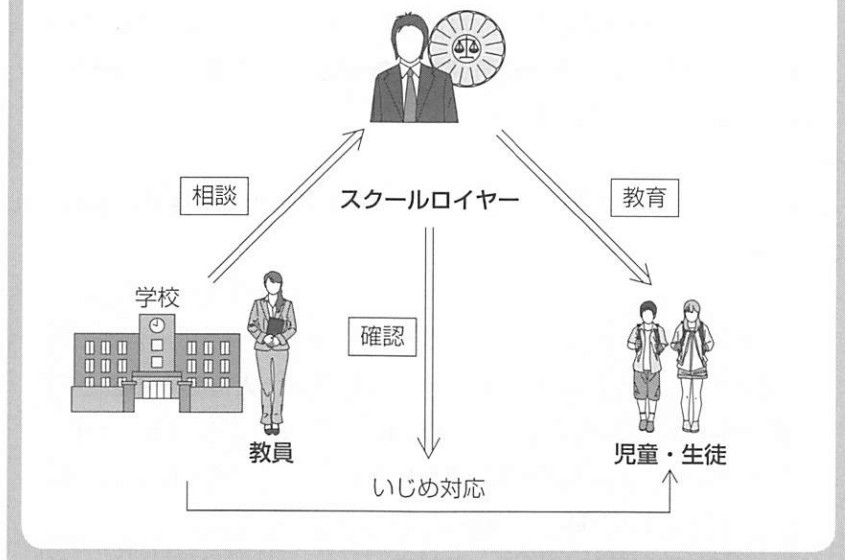
③ 法令に基づく対応の徹底

学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。

（同上・16頁）

文部科学省は弁護士が主に「いじめ対策」として学校へ関与することを想定しており、付加的に学校からの法律相談や教員研修等に法律家を関与させる機能を今後検証するというスタンスでした。

文部科学省の いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー



イ. いじめ予防授業

文部科学省は、いじめ問題に対応するため、外部の法律家に活路を求めた印象です。これは、前述の大阪弁護士会のスクールロイヤーの取組みにおいて、学校からの相談にいじめ問題に関するものが多く、弁護士が適切に助言等を行った実績が加味されたようです。

いじめ予防授業に関しては、各弁護士会や日本弁護士連合会（日弁連）の子どもの権利委員会の全国大会（研究報告会）等でも活発に紹介・議論されています。なお、東京のいじめ予防授業は、『いじめでだれかが死ぬ前に－弁護士のいじめ予防授業』（平尾潔著，岩崎書店，平成21年刊）がベースになっています。

文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」（いじめ防止

基本方針。平成25年10月11日、最新改訂平成29年3月14日)には、「法的責任」について教えることも記載があります。そして、学校(特に公立の小中学校)では、文部科学省や教育委員会からのいじめ対策に関する通達や、いじめ防止対策推進法の遵守を非常に気にしています。そこで、学校側は、いじめ対策として、「民事・刑事の責任」に関する解説を弁護士にしてほしいとの要望を持っています。

他方、実際のいじめ予防授業の内容には、加害者側の法的な責任について言及がないものもあり、授業担当の弁護士は、必ずしも法的責任に関する解説が、いじめ抑止につながるとは考えていないように感じます。要するに、国や地方自治体、そして学校現場が求めるいじめ予防授業と、弁護士が実際に行っているいじめ予防授業との間には、齟齬が生じていると考えられます。

本書でもこの齟齬に関する具体的考察を、各論(第2部・第3章「いじめ問題」184頁以下)で細かく説明します。ここでは、文部科学省が、スクールロイヤーを「いじめ対策」の担い手と捉えて予算計上していたことに留意していただければ十分です。

(3) 日本弁護士連合会(子どもの利益の実現)

文部科学省の平成30年度予算にスクールロイヤー活用に関する調査研究が掲げられたことに伴い、日弁連は、平成30年1月18日に、スクールロイヤーの整備を求める意見書をパブリックコメントとして発表しています。

本意見書は、スクールロイヤーのあるべき姿を考えるうえでも、また、上記文部科学省の捉え方と比較する意味でも非常に重要なことから、以下で全文を引用します。

「スクールロイヤー」の整備を求める意見書

2018年（平成30年）1月18日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

- 1 各都道府県・市町村の教育委員会、国立・私立学校の設置者において、学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士（以下「スクールロイヤー」という。）を活用する制度を構築・整備するよう求める。
- 2 文部科学省において、前項のスクールロイヤー制度について調査研究を行い、その活用を推進するための法整備及び財政的措置を講じるよう求める。

意見の理由

1 はじめに

学校では、いじめ、不登校、体罰、事故等、日々様々な問題が発生している。しかも問題はますます深刻化・多様化しているのが現状である。また、保護者からの強い要求やクレーム等に対する対応の在り方も、学校や現場の教員が今日苦慮している問題の一つである。このほか、学校現場においては様々な問題が日々発生しており、自治体や民間企業等の団体と同様に、法や法的価値観に基づく紛争の解決や予防が求められる状況となっている。

学校現場で生じている問題に有効・適切に対処するためには、トラブルの未然防止のためにも、教員の負担軽減の観点からも、問題が深刻化する前に、弁護士が日頃から学校の相談相手として早期に関わり、子どもの最善の利益を考慮しながら助言する態勢が制度化されることが必要である。

本意見書では、学校現場で発生する様々な問題に対して、裁判になっ

執筆・編集者

石坂 浩 弁護士・社会福祉士 石坂綜合法律事務所

第一東京弁護士会 子ども法委員会（副委員長）・家事法制委員会（副委員長）・網紀委員会に所属。

一般民事事件・企業法務（顧問）の他、刑事少年事件や子ども・高齢者・障害者の福祉問題に積極的に取り組んでいる。著書に『未成年後見実務』日本加除出版（共著）・『子どもの法律相談』青林書院（共著）他。また後見問題、障害者福祉、児童福祉、相続法改正（遺言執行実務）、刑事少年年齢等に関する講義・講演や論文執筆を行っている。

鬼澤秀昌 弁護士 おにざわ法律事務所

日本弁護士連合会子どもの権利委員会（幹事）、第二東京弁護士会子どもの権利委員会（幹事）。一般社団法人全国子どもの貧困・教育支援団体協議会（監事）、その他学校法人の顧問等役職多数。令和2年度より文部科学省スクールロイヤー配置アドバイザーも務める。

教育系NPOでのフルタイム勤務を経てTMI総合法律事務所に入所、平成29年10月に独立。教育系NPO・学校・子どもや保護者等に対する法的支援や政策提言、学会での研究発表等を通じ、教育・学校分野の法律問題に注力する傍ら、教員向け研修等の講演を全国で行う。

執筆者

宍戸博幸 弁護士 弁護士法人黒川法律事務所・代表弁護士

第一東京弁護士会・子ども法委員会（委員）、日本弁護士連合会子どもの権利委員会（委員）。

企業法務、債権回収業務の他、少年事件や子どもに関する問題に取り組み、各地の学校で「いじめ予防授業」を実施している。法科大学院において法律科目（7科目）の講義を担当するなど、豊富な指導経験を有する。